

第六十四回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第二号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

十一月二十五日
前任 ヤス君
補欠選任 小平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員

高田 浩運君
山下 春江君
大橋 和孝君
藤原 道子君
小平 芳平君
喜屋武眞榮君

国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

政府委員

厚生大臣官房長 高木 玄君
立公園部長 中村 一成君
厚生省環境衛生局長 浦田 純一君
厚生省業務局長 加藤 威二君
事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○廃棄物処理法案(内閣送付、予備審査)

○自然公園法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○連合審査会に関する件

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

會議に入るに先立ち、本委員会の運営について御報告申し上げます。本委員会は、昨年六月五日の委員会において「法律案の審査は原則として本付託の順序に行なう」という申し合わせがあり、これに基づき、予備付託の段階では趣旨説明の聴取は行なっておりませんが、今回、公害関係法案の連合審査が持たれることに与野党の意見が一致いたしましたので、当委員会も連合審査会の申し入れを行なうため、本日予備付託の段階で趣旨説明を聴取することになりましたが、理事会で協議の結果、これはあくまで先例としないことに意見が一致いたしました。

○委員長(佐野芳雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

去る十一月二十五日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として小平芳平君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

それでは、まず政府から順次趣旨説明を聴取いたします。内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま議題となりました廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案並びに毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、右三件につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

まず、廃棄物処理法案について申し上げます。今日、わが国における産業活動の拡大、国民生活の向上等に伴って排出される各種の廃棄物は、膨大な量にのぼり、その質もまた著しく変化しております。特に、産業廃棄物の多くは、有害物質や処理の困難な物質を含み、公害の原因ともなっております。

このような事態にかんがみ、産業廃棄物に関し事業者の処理責任を明確にするとともに、その処理の体系を整え、また、市町村が行なうべき一般廃棄物の処理区域を市町村の全域に拡大するなど、現行の清掃法を全面的に改め、廃棄物の処理に遺憾なきを期するため、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、廃棄物を事業活動に伴って生ずる汚泥、廃油、廃プラスチック類等の産業廃棄物と、これ以外の家庭廃棄物を含む一般廃棄物に区分し、それぞれの処理の体系を整備確立することとしております。

第二に、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物につきまして、事業者がみずから処理する責任を明確にするのと同時に、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、その処理が困難となることのないようにつとめなければならないこととしております。

同時に、産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理することができるものなどの処理は市町村が行ない、主として広域的に処理することが適当

なものの処理は都道府県が行なうこともできるとしてあります。

なお、都道府県知事は、公害対策基本法の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聞いて、産業廃棄物の適正な処理をはかるための計画を定めなければならないこといたしました。

第三に、一般廃棄物の処理につきまして、現行の清掃法における市町村の処理体系を踏襲した上で、市町村が処理の責任を負う区域を原則として市町村の全域に拡大し、また、市町村の処理事業に対する住民の協力義務を規定いたしております。

以上のほか、生活環境の保全の見地から所要の規定を整備することとしたしております。

次に、自然公園法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近、国立公園及び国定公園の自然環境の汚染が著しく進行し、このまま放置することが許されない状況となっておりますことは、御承知のとおりであります。すぐれた自然の保護とその適正な利用をはかることが、国民の健康で文化的な生活を確保する上において欠くことのできないものであること、また、このような自然環境の保護につとめることが新しい見地から公害対策の重要な一環であると考えますとき、早急に、汚染の原因となる行為に対し、規制を強化する必要があるため、この法律案を提出した次第であります。

改正案の内容についてその概略を御説明申し上げますと、第一は、国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、すぐれた自然の保護と、その適正な利用がはかられるように、それぞれの立場において努力すべき責務を明らかにしたことであり、

第二は、国または地方公共団体は、自然公園内の公共の場所については、その管理者とともに、

その清潔の保持につとめるものとしたものであります。

第三は、特別地域内の湖沼及び温泉並びに海中公園地区内に汚水または廃水を排出する行為について、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を要するものとしたことであります。

最後に、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

最近、事業活動において使用された日常生活の用に供される毒物及び劇物は、その用途、種類及び量ともに増加しつつあり、これに伴い、これらの物の運搬中の事故が多発する等保健衛生上の危険の発生が憂慮されているところであります。

このような事態にかんがみ、毒物及び劇物の廃棄、運搬等に関する規制を強化するとともに、日常生活の用に供される毒物または劇物による危害の防止をはかることが急務であると考へまして、今回、この法律案を提出した次第であります。

改正案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、特定毒物以外の毒物または劇物についても運搬等の技術上の基準を定めることとしたこととあります。

第二は、家庭用品のうち毒物または劇物を使用するものについて成分等の基準を定め、この基準に適合しないものの販売または授与を禁止することとしたこととあります。

第三は、毒物または劇物を基準に違反して廃棄した毒物劇物業者等に対し、廃棄した物の回収、毒性の除去その他の措置を命ずることができるとしたこととあります。

以上が右三案を提出した理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。三案につきましては、本日はこの程度に

いたします。

○委員長(佐野芳雄君) 次に、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、公害対策特別委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、先ほど趣旨説明を聴取いたしました三案について、公害対策特別委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会につきましては、委員長においてあらかじめ公害対策特別委員長と協議いたしました結果、公害関係法案が付託されている八委員会の連合審査会を開会することとし、その日取りは一応十一月十一日及び十二日の二日間、いずれも午前十時から開会することになりましたので御了承をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十分散会

十二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、廃棄物処理法案
一、自然公園法の一部を改正する法律案
一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

廃棄物処理法案

廃棄物処理法

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 一般廃棄物(第五条—第八条)
- 第三章 産業廃棄物(第九条—第十四条)
- 第四章 雑則(第十五条—第二十四条)
- 第五章 罰則(第二十五条—第三十条)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)をいう。

3 この法律において「産業廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

(事業者の責務)
第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行ふことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等の際に、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第二章 一般廃棄物

(市町村の処理)
第五条 市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従ひ指定する区域を除く)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により定められた計画に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

3 市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場合とすること)ができるものと定めた一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法(昭和 年法律第 号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 第一項に規定する区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ)は、その土地又は建物内の一般廃棄

物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所を集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分を協力しなければならぬ。

5 市町村長は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(一般廃棄物処理業)

第六條 前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なうてはならない。ただし、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

4 第一項の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が前条第六項の規定により条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

5 第一項の許可を受けた者は、前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

6 市町村長は、第一項の許可を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物処理施設)

第七條 し尿処理施設又はごみ処理施設（政令で定めるところの処理施設を除く。以下同じ。）を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。第十条及び第二十条第二項を除き、以下同じ。）に届け出なければならない。ただし、当該し尿処理施設がし尿浄化槽である場合であつて、当該し尿浄化槽に関し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第一項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八條第二項（同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2 し尿処理施設及びごみ処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設

の使用の停止を命ずることができる。

(し尿浄化槽清掃業)

第八條 し尿浄化槽の清掃を業として行なうとする者は、当該業を行なうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、厚生省令で定められた基準に従い、し尿浄化槽の清掃を行なわなければならない。

4 第六條第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。

第三章 産業廃棄物

(事業者及び地方公共団体の処理)

第九條 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認められる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(処理計画)

第十條 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。

2 前項の処理計画には、産業廃棄物の処理施設の設置、産業廃棄物の運搬、産業廃棄物の処分の場所その他産業廃棄物の処理に関する基本的事項を定めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法（昭和四十二年法律第三十二号）第二十九條の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

（事業者の処理）
第十一條 事業者は、その産業廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は産業廃棄物の処理を業として行なうことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（海洋を投入処分の場所とすることができると定められた産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）に従わなければならない。

3 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

4 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の運搬若しくは処分又は保管の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(地方公共団体の処理)

第十二條 都道府県及び市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、前条第二項の政令で定める基準とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

(産業廃棄物処理業)

第十三条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、第十一条第二項の政令で定める基準に従い、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第六条第六項及び第七項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第十四条 廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 産業廃棄物処理施設は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

第四章 雑則

(清潔の保持)

第十五条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係る尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 第五条第一項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てること。

二 第五条第一項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。

三 第五条第一項に規定する区域以外の区域内又はその地先海面において産業廃棄物を捨てること。

(ふん尿の使用法の制限)

第十七条 ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるものでなければ、肥料として使用してはならない。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の管理者又はし尿浄化槽の清掃を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設の維持管理又はし尿浄化槽の清掃に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の産業廃棄物の保管若しくは処分の場所、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくはし尿浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の維持管理又はし尿浄化槽の清掃に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境衛生指導員)

第二十条 前条第一項の規定による立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導の職務を行なわせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

2 環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の職員であつて、厚生省令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設の管理者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

(国庫補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 一般廃棄物処理施設の設置に要する費用

二 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行なうために要する費用

(特別な助成)

第二十三条 国は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(不服申立て)

第二十四条 第七条第三項又は第十四条第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十一条第四項の規定による命令についての異議申立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内になければならない。

第五章 罰則

第二十五条 第六条第一項、第八条第一項若しくは第十三条第一項の規定に違反し、又は第六条第六項（第八条第四項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第七條第三項若しくは第十四条第三項の規定による命令に違反した者又は第二十四条第二項に規定する期間を経過した後（この期間内に異議申立てがあつた場合においては、その異議申立てに対する決定があつた後）において、

て、第十一條第四項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十七條 第十六條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第二十一條第一項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十條 第七條第一項又は第十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前に改正前の清掃法第十五條第一項の規定によつてなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物処理法第六條第一項の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の廃棄物処理法中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同法によつてしたものとみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に適用については、なお従前の例による。

(保健所法の一部改正)

第四条 保健所法(昭和二十二年法律第百一十号)

の一部を次のように改正する。

第二条 第四号中「清掃」を「廃棄物の処理」に改める。

(へい獣処理場等に関する法律の一部改正)
第五条 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域のうち」を削る。

(建築基準法の一部改正)
第六條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十一條中「と畜場、火葬場」を「火葬場又はと畜場」に、「又はごみ焼却場」を「ごみ焼却場その他の処理施設」に改める。

(土地収用法の一部改正)
第七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十七号を次のように改める。
二十七 地方公共団体が設置する廃棄物処理法(昭和二十七年法律第百一十号)による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の最終処分場の場所に係るものに限る。)及び公衆便所

(清掃施設整備緊急措置法の一部改正)
第八條 清掃施設整備緊急措置法(昭和四十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域」を「廃棄物処理法(昭和二十九年法律第百一十号)第五条第一項に規定する区域」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第九條 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

律第七号)の一部を次のように改正する。

「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八條第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置」を

「廃棄物処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第二十二條第一号に規定する一般廃棄物の処理施設の設置」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)
第十條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二 第二項第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 廃棄物処理法(昭和二十九年法律第七十二号)を施行すること。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の二 第三号の次に次の一号を加える。
三の二 通商産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物の処理に関すること。

自然公園法の一部を改正する法律案
自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中(第十二條―第十六條)を(第十二條―第十六條の二)に改める。
第二条の次に次の一条を加える。
(国等の責務)

第二条の二 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、すぐれた自然環境が現代及び次代における国民の健康で文化的な生活の享受のため欠くことのできないものであることを認識し、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第二章第三節中第十六條の次に次の一条を加える。

(清潔の保持)

第十六條の二 国又は地方公共団体は、国立公園又は国立公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第十七條第三項ただし書中「着手していた行為」の下に「(第四号の二に掲げる行為を除く。若しくは第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為)を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 厚生大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

第十七條第四項中「又は」を「若しくは」に改め「行為」の下に「(同項第四号の二に掲げる行為を除く。又は同項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為)を加え、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め「行為」の下に「(前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。又は前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為)を加える。

第十八條第三項ただし書中「着手していた行為」の下に「(前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。若しくは前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為)を加え、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め「行為」の下に「(前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。又は前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為)を加える。

第十八條の二 第三項に次の一号を加える。
六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

する。

2 この法律の施行の際現に海中公園地区内において汚水又は廃水を排水設備を設けて排出している行為については、改正後の第十八条の二第三項の規定は、適用しない。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物のうち主として一般消費者の生活の用に供されるところと認められるものであつて政令で定めるものについては、その成分の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準に適合するものでなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（回収等の命令）

第十五条の三 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者に對して保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に對し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十六条の見出しを「（運搬等についての技術上の基準等）」に改め、同条第一項中「特定毒物」を「毒物又は劇物」に改める。

第二十二條第四項中「第十六条の二」を「第十五条の三、第十六条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（毒物又は劇物を含有する家庭用品）

第二十二條の二 特定家庭用品（政令で定める毒物又は劇物を含有する物（製剤である毒物又は劇物を除く）のうち、主として一般消費者の生活の用に供されるところと認められるものであつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の製造業者は、その製造に当たつては、その政令で定める毒物若しくは劇物の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準を遵守しなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、特定家庭用品が前項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定家庭用品の製造業者に對し、その製造方法又は使用する容器若しくは被包の改善を命ずることができる。

第二十四條第三号中「第十三条」の下に、「第十三条の二」を加える。

第二十五条に次の一号を加える。

八 第二十二條の二第二項の規定による命令に違反した者

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十二月四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、医療保険制度の改革に関する請願（第六号）（第七号）（第二十九号）（第三〇号）（第七十一号）（第七十九号）（第八八号）（第九八号）（第一六一号）（第一八一号）（第二五〇号）（第二五六号）（第二五七号）
- 一、水戸市堀原住宅の早期払下げに関する請願（第一九号）
- 一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願（第二五号）（第六〇号）
- 一、児童手当の創設に関する請願（第四一号）
- 一、福祉年金の給付額引上げ等に関する請願（第四二号）

一、森永ミルク中毒被害対策に関する請願

- （第六一号）（第六二号）（第九九号）（第一〇〇号）（第一〇一号）（第一〇二号）（第一〇三号）（第一〇四号）（第一〇五号）（第一〇六号）（第一〇七号）（第一〇八号）（第一〇九号）（第一一〇号）（第一一一号）（第一一二号）（第一一三号）（第一一四号）（第一一五号）（第一一六号）（第一一七号）（第一一八号）（第一一九号）（第一二〇号）（第一二一号）（第一二二号）（第一二三号）（第一二四号）（第一二五号）（第一二六号）（第一二七号）（第一二八号）（第一二九号）（第一三〇号）（第一三一号）（第一三二号）（第一三三号）（第一三四号）（第一三五号）（第一三六号）（第一三七号）（第一三八号）（第一三九号）（第一四〇号）（第一四一号）（第一四二号）（第一四三号）（第一四四号）（第一四五号）（第一四六号）（第一四七号）（第一四八号）（第一四九号）（第一五〇号）（第一五一号）（第一五二号）（第一五三号）（第一五四号）（第一五五号）（第一五六号）（第一五七号）（第一五八号）（第一五九号）（第一六〇号）（第一六一号）（第一六二号）（第一六三号）（第一六四号）（第一六五号）（第一六六号）（第一六七号）（第一六八号）（第一六九号）（第一七〇号）（第一七一号）（第一七二号）（第一七三号）（第一七四号）（第一七五号）（第一七六号）（第一七七号）（第一七八号）（第一七九号）（第一八〇号）

（第二四二号）（第二四三号）（第二四四号）

一、千歳米軍基地完全閉鎖に伴う離職者対策に関する請願（第六五号）

一、調理師の必置義務及び業務独占制度確立に関する請願（第七〇号）（第二五八号）

一、患者給食の大幅改善に関する請願（第八〇号）（第二四九号）

一、スモン病対策強化に関する請願（第一六八号）

一、寡婦福祉資金等社会福祉関係貸付金の原資増額に関する請願（第一六九号）

一、社会福祉施設緊急整備五箇年計画の実現に関する請願（第一七九号）

一、心身障害者対策基本法の施行に関する請願（第一八〇号）

一、失対事業に従事している者に対する就職支度金増額等に関する請願（第二四七号）

一、栄養士・管理栄養士の必置義務に関する請願（第二四八号）

第六号 昭和四十五年十一月二十四日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 福井市大手三ノ一ノ一七福井県市町村職員共済組合理事長 島田博道外三千六百十一名

紹介議員 熊谷太三郎君

昭和四十四年八月厚生大臣が公表した「医療保険制度改革要綱草案」は全く改革の核心を忘れたものであるから、左記要綱により改めて基本的構想を確立し、これを實現された。

一、医療制度、診療報酬体系、医療費支払い方式及び公立施設を中心とした医療機関の適正配置等医療供給体制の改革をまず行なうこと。

二、被用者負担の増加をしないことをせず、国庫負担の大幅率化を図ること。

三、勤労者保険の経営は、自主的、民主的な組織のもとに、共同体意識を基盤とし、かつ、経営効率を発揮できる組合の管理方式とすること。

四、医療供給体制の改革を前提としない財政調整

は行なわれないこと。

五、人間関係、親子関係を疎外する「家族の国保移管」は行なわれないこと。

第七号 昭和四十五年十一月二十四日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 富山県東砺波郡庄川町金屋六一八
庄川町長 藤崎博明外六百四十八名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二十九号 昭和四十五年十一月二十五日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 京都府舞鶴市北田辺一五二 佐
谷靖外二千九百三十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇号 昭和四十五年十一月二十五日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡高野口町向島 前
田義雄外七百二名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七十一号 昭和四十五年十一月二十六日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻字北鷲ヶ森二ノ
一一 菅原敏雄外三千六百四十四名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七十九号 昭和四十五年十一月二十六日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ二ノ一 群
馬県市町村職員共済組合理事長

荒木欽一郎

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八八号 昭和四十五年十一月二十六日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 大阪府大東市曙町三ノ一 川口
房太郎外二千二百八十五名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九八号 昭和四十五年十一月二十六日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 札幌市北四条西六丁目 加藤正雄
外九千六百八十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一六一号 昭和四十五年十一月二十六日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 兵庫県相生市旭一ノ一ノ三 福居
泰治外三千三百二名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一八一号 昭和四十五年十一月二十七日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 兵庫県龍野市龍野町上霞城四 加
集凡夫外千四百八十六名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二五〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 大阪府東大阪市額田四ノ一三 浦
崎信治外二千六百九十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二五六号 昭和四十五年十一月二十七日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 和歌山県有田市宮崎町二ノ三一五
児島潮外六百四十六名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二五七号 昭和四十五年十一月二十七日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 長野市南町六六七長野市町村
職員共済組合理事長 春日佳一外
千六百六十一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一九号 昭和四十五年十一月二十四日受理

水戸市堀原住宅の早期払下げに関する請願

請願者 茨城県水戸市五軒町一ノ五ノ五二
遠山勇外四十九名

紹介議員 多田 省吾君

水戸市堀原住宅（引揚者用）を入居者に一日も早
く払い下げるよう取り計らわれない。

理由

一、本住宅は、市の西方に位置し、旧陸軍射撃場
跡に、昭和二十六年、二十七年の両年にわたり
建設された。引揚者が入居する際、市当局は

「遠からず入居者に住宅を払い下げる」と言明し
ている。

二、昭和四十一年三月以来、入居者全員（四十八
世帯）の発意により、市長等に対し再度にわた
りて払下げの請願陳情等を続け、昭和四十四年

十二月には市当局から払下げ確約書を受領、
鑑定を実施するとの言明まで得たが、その後な
んらの連絡もなく、本年五月になつて当局は

「昭和四十四年八月頃の建設省の通達により、
払下げは不可能となつた」と返答し、あくまで
払下げ不可能の線を固持するにいたつてゐる。

三、関東財務局では「水戸市に該地を貸与してあ
るので、市の希望であれば市に該地を売却して

もよい」と言つてゐる。

第二五号 昭和四十五年十一月二十五日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する
請願

請願者 佐賀県唐津市坊主町四六四 樋口
敬七郎

紹介議員 杉原 荒太君

戦争犯罪裁判関係者に対し、左記のように見舞金
を支給されたい。

一、戦争犯罪裁判有罪服役者三千八百四十五人の
うち、五百五十五人（服役期間の全部又は一部
が恩給法上の在職年数に通算されて普通恩給

「三百七十一人」一時恩給「百八十四人」をす
でに受給している）を除いた、三千二百九十人
に対し服役日数に応じて見舞金を支給すること。

（この三千二百九十人中約四百人は、身分が恩
給法の適用圏外の人であり、とくにこの給付を
要請する。その他の約二千九百人は、もとの身
分が恩給公務員であるが、その在職年数がす
でに恩給法上の所要年数に達していたために、そ
の服役期間は全くとり上げられていない。この
不均衡は正のためにも見舞金の支給を要望す
る。）

二、戦争犯罪裁判判決で無罪となつた人及び犯罪
容疑者として逮捕拘禁されたが裁判を受くこ
となく釈放となつた人千四百八十八人に対し、拘禁
日数に応じて見舞金を支払ふこと。（一人平均
拘禁日数、概数三百三十七日）

第六〇号 昭和四十五年十一月二十五日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する
請願

請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四
浦田寅治郎外二十九名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第四一〇号 昭和四十五年十一月二十五日受理
児童手当の創設に関する請願
請願者 岡山市内山下岡山県議会議長 宮
原義久

紹介議員 木村 陸男君
児童手当を創設し、昭和四十六年度から実施できるように適切な措置を講ぜられたい。

第四二〇号 昭和四十五年十一月二十五日受理
福祉年金の給付額引上げ等に関する請願
請願者 岡山市内山下岡山県議会議長 宮
原義久

紹介議員 木村 陸男君
福祉年金について、左記事項の実現を図られたい。

一、福祉年金を増額すること。
二、障害福祉年金の受給範囲を拡大し、拠出年金の障害年金と同様二級障害者の範囲まで拡大すること。

三、扶養義務者の所得制限その他の支給制限についても漸次緩和されてきたところであるが、これの改善にあたっては緩和でなく撤廃の方向で検討すること。

第六一〇号 昭和四十五年十一月二十五日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 香川県高松市香西町七五一ノ一
佐々木照美外二千二百十三名

紹介議員 前川 且君
森永ミルク中毒事件の被害児を救い、このような悲惨な食品公害を根絶するため左記事項を実施されたい。

一、被害児の完全治療、完全養護のため「森永ミルク中毒の子どもを守る会」(被害者父兄の組織)の納得する恒久的な対策機構の確立のための予算措置を講ずること。
二、「守る会」が納得する精密臨床検診、疫学調査、追跡調査、その他必要な検診、調査を行なうための予算措置を講ずること。

三、加害者森永乳業の国民に対する企業責任を追究し、被害者に対する社会的責任を負わしめるよう明確な措置を講ずること。
四、食品公害事件の発生を絶滅するため、食品企業に対する監督と懲罰を強化する法的措置を講ずること。

理由
昭和三十年八月に発生した森永ミルク中毒事件は、当時確認されただけでも一万二千三百三十一人の被害児を出し、うち百三十人を死亡させた。ところがこれに対する処置は、応急的な治療を行なつただけで、翌昭和三十一年には厚生省が加害企業と一体となつて政治的検診を強行し、中毒症状消失、後遺症なしとの行政発表を行ない、以後、いつさいの治療、観察、救済の門戸を閉ざしたため、今日もなお多数の子どもが後遺症に苦しめられているという悲惨な状態を生み出した。なお、昭和四十四年十月に開かれた第二十七回日本公衆衛生学会は、実態調査に基づいて被害児の後遺症を究明するとともに、恒久的な対策機構を樹立して救済を急ぐべきことを確認している。

第六二〇号 昭和四十五年十一月二十五日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 岡山県高梁市津川町今津八八
藤田千加外二千六十八名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第九九〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府住吉区長居町東六ノ一一五
小橋ノブ外二十一一名

紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市友井一五八
楠節子外二十一一名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇一〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府貝塚市橋本一七六
山田淳子外十三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇二〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区三明町一ノ九一
天野守外二十一一名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 東京都大田区池上六ノ三九ノ三
川井ミサエ外二十一一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇四〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 千葉市花見川六ノ一ノ三〇七
野村富美子外四十三名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇五〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 兵庫県西宮市段上町四ノ一ノ二二
中川典子外二十一一名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇六〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町清水二一四ノ
一 梅田修外二十一一名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇七〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市生津字東ノ口七
芦田悦雄外二十一一名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇八〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市市広芝町一九ノ三
石田京二外二十一一名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇九〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ三
五 原隆外二十一一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一〇〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一一〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一二〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一三〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一四〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一六〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一一七〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ二五ノ五
北川清外二十一一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 兵庫県小野市上本町一七九ノ一〇 森本真由美外二十一一名

紹介議員 木村清八郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一二号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町一ノ八ノ一 九野中まり子外二十一一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一三号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲東町二ノ一四一 古山咲枝外二十一一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一四号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府西成区九条南二ノ二ノ六 寺本義一外二十一一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一五号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市新喜多二〇二 鈴木 木洋子外二十一一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一六号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和二ノ七七 田村嘉伸外二十一一名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一七号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和三ノ三四 川上イシノ外二十一一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一八号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府高槻市芥川町二ノ二ノ二〇 立岡千鶴子外二十一一名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一一九号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市森河内本通三ノ六 小西一郎外二十一一名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和一ノ五〇 北川克明外二十一一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二一号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市御厨五六一 島本 常男外二十一一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二三号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府大東市中楠の里町一ノ六 下浦文香外二十一一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二三号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都市東山区清水四丁目 松原ミチエ外三十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二四号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都府北桑田郡美山町和泉 中島 均外二十一一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二五号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘三ノ二 七 堤英男外二十一一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二六号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町奥海印寺森の下二一ノ一〇 田中悦男外二十一一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二七号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘三ノ一

二三 福田正章外二十一一名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二八号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘二ノ八 八 西口嘉和外二十一一名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二九号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東成区南本町一ノ一七三 西田光太郎外二十一一名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三三〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市北石切町二二ノ六 田中美外十二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三三一号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡向日町森本下森本四〇ノ八四 浦谷照雄外八名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三三二号 昭和四十五年十一月二十六日受理

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市加納三七二ノ二 片山武夫外四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一三三三号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府大東市大字深野一七八ノ一
三 松井英子外十六名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一三四号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府豊中市大字穂積一三 安場
飯外九名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一三五号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府八尾市弓削二八二 屋舖玉
枝外十二名

紹介議員 成瀬 暢治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一三六号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市東住吉区長吉六反二五ノ一
島浦寿美子外九名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一三七号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 京都市左京区浄土寺上南田九〇ノ
七長方 車浩真外十三名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一三八号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市大塚町一ノ一四ノ七

谷川俊一外十三名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三九号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府生野区南生野四ノ二四 水
光太郎外五十四名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 和歌山市有本四四八 北村ヨシミ
外十名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四一号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府岸和田市吉井町五〇〇 吉
川町子外二百七十四名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四二号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市日ノ出町一ノ一七
北田祐一外五十四名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四三号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市氷室町三ノ六ノ六
小早川菊枝外二十二名

紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四四号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府八尾市山本町北四ノ一〇四
竹内淑子外二十一名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四五号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府住吉区帝塚山東四ノ三五
山本鶴寿外三十二名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四六号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 神戸市東灘区住吉町赤塚山神大女
子寮内 大坪晶子外八名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四七号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府城東区野江中之町一ノ二七
池田佐雅子外十六名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四八号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 神戸市須磨区千守町一ノ五ノ三二
戸崎文子外十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四九号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市高野台四ノ一B五八

ノ三〇七 福井利一外二十二名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府旭区今市町二ノ一〇九 仲
谷秀雄外十八名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五一号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 京都府船井郡園部町小山今北一七
小泉麟雄外二十三名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五二号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市東住吉区長吉出戸町九七五
杉本二外十六名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五三号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府城東区放出町中二ノ二二
二井見昭三外三十二名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五四号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府堺市八下町二ノ一〇〇 岩
崎誠子外二十三名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第五五号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市城南町一ノ二四ノ一
一 西野鈴代外十六名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第五六号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市豊津町一九ノ一一
榎木治子外十四名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第五七号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市西面一六八ノ三三ノ
二〇四 小出博通外二十二名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第五八号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市千里山月ヶ丘一ノ四
伊藤百代香外二十二名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第五九号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府富田林市高辺台三ノ四金剛
団地五七ノ二〇四 羽田治郎外二
十一名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一六〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府池田市建石町三ノ一一 森
俊也外二十一名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八二号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市三の瀬一ノ四五
北川恵美外十九名

紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八三号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市東淀川区木川東之町四ノ五
八 伊与田恒義外十五名

紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八四号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市浪速区下寺町三ノ五ノ一三
神藤初太郎外二十一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八五号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市旭区新森小路北四ノ一 西
山正美外二十三名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八六号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市青山台C二一ノ一〇
九 玉置友子外二十一名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八七号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市鷹取町二ノ二
土屋久子外二十一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八八号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 宮城県石巻市日和ヶ丘四ノ五ノ一
〇 平岡幸子外二十一名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八九号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市東淀川区塚本町二ノ一六ノ
六 大前トメノ外二十一名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 兵庫県三田市市之瀬二二九 広瀬
巖外二十一名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九一号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市三条南町五ノ五 中
桐信一外二十一名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九二号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市西町二九ノ二九 小
川清外二十一名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九三号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ一二ノ
一二 木津孝子外二十一名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九四号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ二二ノ
一二 川村美幸外二十一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九五号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市市本町三ノ七ノ二一
小倉春子外二十一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九六号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市東成区西今里一ノ六五 加
瀬和子外二十一名

紹介議員 木村禮八郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九七号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪市福島区蘇州南二ノ四三 田
宮美智子外二十一名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九八号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市栗山字小畑二八ノ一 橋本富美子外二十一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一九九号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府西成区南二ノ六ノ一五 武知直実外二十一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府西成区九条南二ノ一七ノ一二 平井武盛外二十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇一号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和二ノ七六 宮島寛外二十一名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇二号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和二ノ一五 服部春美外二十一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇三号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府城東区放出町一九二 北村藤一外四十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇四号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和一ノ四六 今西由松外三十二名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇五号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和一ノ四七 池田辰二外二十一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇六号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市荒川三ノ六五 岸田孝子外二十一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇七号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市野崎四ノ四三五 宮島政幸外二十一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇八号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市西鹿籠二二、二四 四 松野下初男外二十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二〇九号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町栗生 高橋要外二十一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘三ノ七 四 井上喬子外二十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一一号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘二ノ八 二 田村光外二十一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一二号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町今里大塚二一ノ二七 太田満雄外二十一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一三号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町梅ヶ丘二ノ七 三 西川亥之助外二十一名

紹介議員 遠田 龍彦君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一四号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡向日町上植野西小路

一六 岡山恭子外二十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一五号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町竹の台二 福島啓外二十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一六号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市木田町二五ノ二二 橋本方 平野忠雄外十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一七号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市深野南三〇ノ二 黒岩美弥子外十五名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一八号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市中鴻池三ノ一ノ四 四ノ八二一 田中美穂外八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二一九号 昭和四十五年十一月二十七日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市上神田一ノ二七ノ五 渡辺保寛外八名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 京都府相楽郡木津町上津 国沢住子外十二名

紹介議員 成瀬 掃治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二二号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 奈良県橿原市北八木町二ノ五ノ四 岡本唯子外十二名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二三号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 奈良県橿原市木原町四九六 中井準三外十二名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二三号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町稲葉車瀬 中島和子外十八名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二四号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府泉佐野市長滝一、八八四 池田早苗外十三名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二五号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 和歌山市和歌浦一、七六三 西谷

純一外十四名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二六号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願(三通)
請願者 大阪府吹田市青山台一ノ二C三六 一三〇九 岡仁義外百九十七名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二七号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市永和一ノ五五 大西勇外十四名

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二八号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府茨木市南春日丘二ノ八ノ一 八 金田一郎外十四名

紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二九号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡広陵町笠八ノ一 山本かほる外十四名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府堺市南長尾三ノ五二 長倉智外八十七名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三一号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市竹見台三ノ一C三〇 二〇八 宮内澄子外十二名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三二号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府堺市小阪三七〇市住三、二 六二 大和千恵外二十名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三三号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内栄町三ノ二三ノ二〇 菅原朋子外二十一

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三四号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市千代田一〇ノ二 武村貞子外十六名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三五号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市高浜町九ノ一一 藤永美年子外十八名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三六号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区阪南町三ノ二〇

新五郎外二十一
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三七号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府大東市北新町一九ノ二三 高橋マチ子外十八名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三八号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市朝日町二七ノ一二 金谷よし江外三十二名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二三九号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府南区西阪町一八 岡本誠子外十七名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二四〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市昆陽字木ノ本一六ノ五 松本知子外十名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二四一号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 奈良市芝辻町三ノ三六 増田勇吾外十八名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二四二号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市竹見台二ノ一C七ノ
八一〇 林良子外三十二名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二四三号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区阪南町五丁目 杉
沢五三雄外二十一一名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二四四号 昭和四十五年十一月二十七日受理
森永ミルク中毒被害見対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市高浜町四ノ六 道場
武次外二十一一名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第六五号 昭和四十五年十一月二十五日受理
千歳米軍基地完全閉鎖に伴う離職者対策に関する
請願
請願者 北海道千歳市東雲町二ノ三四千歳
市議会議長 鈴木助雄外一名
紹介議員 吉田忠三郎君 井川 伊平君
昭和四十五年八月十七日、在日米軍統合司令部か
ら発表された千歳米軍基地の完全閉鎖に伴い、
人員整理を予定される従業員の生活安定対策とし
て、左記事項の完全実施を図りたい。

一、退職時における解雇条件は、できる限り改善
し、離職者の再就職あつ旋は、可能な限り地
元、もしくは札幌、苫小牧地区等、通勤可能な
地区の就職先を開拓すること。
二、基地の返還にあつては、離職者の再就職に
役立てる利用施設として転用すること。
三、離職者の再就職を容易にするため、本市に離
職者センターを設置し、設立及びその運営に助

成措置を講ずること。
四、自立営業希望者に対し営業の許可、認可及び
融資のあつ旋をすること。
五、米軍直接雇用労働者の生活保障対策を確立す
ること。
六、この際、「駐留軍労働者の雇用安定に関する法
律（仮称）」の制定を促進し、「駐留軍関係離職者
等臨時措置法」による離職者の救済方法を強化
するよう、法律の改善を行なうこと。
七、一定期間内における大量の離職者の発生及び
米軍基地返還等に伴い、地方財政に少なからぬ
影響をもたらすため、財政援助措置を講じ、基
地周辺の民生安定対策をさらに積極的に強化す
ること。

理由
現在約一千名に及ぶ従業員の離職対策について、
本市がいかに最善をつくしても、完全な行政措
置、執行には幾多の困難が予測される。長年にわ
たり国家の目的と義務のため、その任を果たして
きた従業員の離職後の生活安定措置は、雇用者で
ある政府において万全の対策が講じられるものと
思料される。

第七〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
調理師の必置義務及び業務独占制度確立に関する
請願
請願者 宮城県仙台市上杉五ノ三ノ三六宮
城県調理師会内 小野寺嘉祝
紹介議員 高橋文五郎君
調理師法、食品衛生法、栄養改善法を改正して左
記事項を実現されたい。

一、一定規模以上の特定または不特定多数人に対
する供食営業施設に調理師必置義務を課するこ
と。
二、前記施設においては、調理は有資格者のみが
行なり、業務独占の制度を確立すること。
三、調理師養成施設の基準を強化し、その施設を
卒業し、さらに国家試験に合格した者に調理師
の資格を与えること。

理由
一、前記供食営業施設においては、公衆衛生の見
地から、食品の選択、調理の各段階を通じて高
度の知識、技能が必要である。全国にはすでに
七十余名の調理師有資格者がいるから、これら
の施設に調理師を必置することは可能である。
なお、昭和三十三年の調理師法施行以前には、
多くの都道府県は条例によつて飲食店営業等に
調理師必置を定めていた。
二、前記施設における調理師の知識と技能につい
て制度的保証を図る必要がある。
三、一及び二項に即応しうる調理師は高度の教養
を必要とするから、養成施設修了のち国家試
験を課すべきである。

第二五八号 昭和四十五年十一月二十七日受理
調理師の必置義務及び業務独占制度確立に関する
請願
請願者 長野市権堂社団法人長野県調理師
会内 徳永幸之助外六名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八〇号 昭和四十五年十一月二十六日受理
患者給食の大幅改善に関する請願（五通）
請願者 北海道釧田郡俱知安町北四条東一
丁目厚生病院内厚生会内 伴義雄
外六百四十四名
紹介議員 田中寿美子君
病院、療養所における患者給食の質の低下を重視
し、左記の諸点をふくめて、大幅な改善を実現さ
せる措置をとらせよう配慮されたい。

一、給食の純粋料金を三百円以上に引き上げ、牛
乳、たまご、果実を毎日現物でつけるなど、給
食内容を改善すること。
二、すべての病院内の献立を複数にし、老人には別
に老人用の献立をつくり、補食のいらない治療
食を出すこと。
三、食事時間の間隔は五時間以上にし、とくに夕
食時間は六時すぎにすること。

理由
最近、あいつぐ物価高のなかで、病院、療養所の
給食は、著しい低下をきたしている。患者給食
は、強度の化学療法にたえる体力、自治治療力を
高めるのにきわめて重要な意味を持つており、患
者の年齢、好み、病状にあわせた治療食でなけれ
ばならないものであるが、現在の患者給食は、こ
れらの条件をみたしていないため、患者は毎日補
食を余儀なくされ、この費用もかなりの額にのぼ
り、患者の療養生活をいつそう苦しめている。
このような状態では、患者は安心して療養生活を
することができない。

第二四九号 昭和四十五年十一月二十七日受理
患者給食の大幅改善に関する請願（八通）
請願者 新潟県南蒲原郡下田村大字笹岡
布川和雄外千九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第一六八号 昭和四十五年十一月二十七日受理
スモン病対策強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一
紹介議員 岩動 道行君
スモン病の究明を急ぎ、その対応策を確立すると
ともに、罹病者については治療費、療養、社会復
帰施策などに特段の配慮をされたい。

第一六九号 昭和四十五年十一月二十七日受理
寡婦福祉資金等社会福祉関係貸付金の原資増額に
関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一
紹介議員 岩動 道行君
寡婦福祉資金の原資を増額し、貸付条件の緩和
をはかるとともに、他の社会福祉関係貸付金の原

四、患者給食にはチクロ、人工着色食品、カドミウ
ム米など有害食品や古々米を使用しないこと。
理由
最近、あいつぐ物価高のなかで、病院、療養所の
給食は、著しい低下をきたしている。患者給食
は、強度の化学療法にたえる体力、自治治療力を
高めるのにきわめて重要な意味を持つており、患
者の年齢、好み、病状にあわせた治療食でなけれ
ばならないものであるが、現在の患者給食は、こ
れらの条件をみたしていないため、患者は毎日補
食を余儀なくされ、この費用もかなりの額にのぼ
り、患者の療養生活をいつそう苦しめている。
このような状態では、患者は安心して療養生活を
することができない。

理由
現在約一千名に及ぶ従業員の離職対策について、
本市がいかに最善をつくしても、完全な行政措
置、執行には幾多の困難が予測される。長年にわ
たり国家の目的と義務のため、その任を果たして
きた従業員の離職後の生活安定措置は、雇用者で
ある政府において万全の対策が講じられるものと
思料される。

理由
一、一定規模以上の特定または不特定多数人に対
する供食営業施設に調理師必置義務を課するこ
と。
二、前記施設においては、調理は有資格者のみが
行なり、業務独占の制度を確立すること。
三、調理師養成施設の基準を強化し、その施設を
卒業し、さらに国家試験に合格した者に調理師
の資格を与えること。

理由
最近、あいつぐ物価高のなかで、病院、療養所の
給食は、著しい低下をきたしている。患者給食
は、強度の化学療法にたえる体力、自治治療力を
高めるのにきわめて重要な意味を持つており、患
者の年齢、好み、病状にあわせた治療食でなけれ
ばならないものであるが、現在の患者給食は、こ
れらの条件をみたしていないため、患者は毎日補
食を余儀なくされ、この費用もかなりの額にのぼ
り、患者の療養生活をいつそう苦しめている。
このような状態では、患者は安心して療養生活を
することができない。

理由
最近、あいつぐ物価高のなかで、病院、療養所の
給食は、著しい低下をきたしている。患者給食
は、強度の化学療法にたえる体力、自治治療力を
高めるのにきわめて重要な意味を持つており、患
者の年齢、好み、病状にあわせた治療食でなけれ
ばならないものであるが、現在の患者給食は、こ
れらの条件をみたしていないため、患者は毎日補
食を余儀なくされ、この費用もかなりの額にのぼ
り、患者の療養生活をいつそう苦しめている。
このような状態では、患者は安心して療養生活を
することができない。

理由
最近、あいつぐ物価高のなかで、病院、療養所の
給食は、著しい低下をきたしている。患者給食
は、強度の化学療法にたえる体力、自治治療力を
高めるのにきわめて重要な意味を持つており、患
者の年齢、好み、病状にあわせた治療食でなけれ
ばならないものであるが、現在の患者給食は、こ
れらの条件をみたしていないため、患者は毎日補
食を余儀なくされ、この費用もかなりの額にのぼ
り、患者の療養生活をいつそう苦しめている。
このような状態では、患者は安心して療養生活を
することができない。

理由
最近、あいつぐ物価高のなかで、病院、療養所の
給食は、著しい低下をきたしている。患者給食
は、強度の化学療法にたえる体力、自治治療力を
高めるのにきわめて重要な意味を持つており、患
者の年齢、好み、病状にあわせた治療食でなけれ
ばならないものであるが、現在の患者給食は、こ
れらの条件をみたしていないため、患者は毎日補
食を余儀なくされ、この費用もかなりの額にのぼ
り、患者の療養生活をいつそう苦しめている。
このような状態では、患者は安心して療養生活を
することができない。

資についても、増額等の配慮をされたい。

第一七九号 昭和四十五年十二月二十七日受理
社会福祉施設緊急整備五箇年計画の実現に関する
請願

請願者 茨城県水戸市三ノ丸一ノ五ノ三八
茨城県議会議員 山口武平

紹介議員 郡 祐一君
わが国経済が高度成長を遂げた反面、福祉サービスの部門は立ち遅れの感が深く、特に社会福祉施設整備の面に著しいから、政府は、早急に社会福祉施設緊急整備五箇年計画の実現を図られたい。
なお、恒久的投資財源として、社会福祉特別税などの創設について検討されたい。

第一八〇号 昭和四十五年十一月二十七日受理
心身障害者対策基本法の施行に関する請願

請願者 石川県金沢市長坂町チ一五 岡部
雅夫外四百六十二名

紹介議員 林 虎雄君
心身障害者対策基本法第二条中に規定されている精神薄弱等の精神的欠陥についての施行令、施行規則を設ける際に、精神障害者をその対象として明記されたい。

理由

一、心身障害者対策基本法第二条に規定されている精神薄弱等の精神的欠陥という定義については、精神障害者が該当するか否かは全く不明確である。

二、社会福祉事業振興法にもとづく、心身障害者扶養共済制度の中でも、精神薄弱者に加え、精神病をその対象として取扱っている。

第二四七号 昭和四十五年十一月二十七日受理
失対事業に従事している者に対する就職支度金増額等に関する請願

請願者 鹿児島市田上町広木自由民主党所
属全国労働組合連合会内 梶原時義

紹介議員 田中 茂穂君
失対事業に従事している者に対し、就職支度金を増額するか、一時金を支給されたい。

理由

現在失対事業で働いている者のほとんどが敗戦日本が産んだ犠牲者（夫を戦争で失い、戦争で焼け出された人）であり、二十年間生活保護者より低い賃金で、かつて労働したことのない体で他人の援助も受けず最低生活を維持し、年齢的には六十歳になり、転職の道もなく自営の道しかない。失対事業が打切られれば犠牲者を生ずる。

第二四八号 昭和四十五年十一月二十七日受理
栄養士・管理栄養士の必置義務に関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚一ノ一六ノ六
大塚ビル内社団法人日本栄養士会
理事長 森川規矩外二名

紹介議員 河口 陽一君
一定規模以上を有する集団給食施設等に、栄養士・管理栄養士の必置義務制度を設け、栄養、健康、安全を保障するより、栄養士法、栄養改善法等の関係法律を改正されたい。
（別紙資料添付）

第六十三回国会閉会後社会労働委員会会議録第六号中正誤

ページ 段行 誤 正

一六 三から 二六 盾矛 矛盾

昭和四十五年十二月十六日印刷

昭和四十五年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局